

会津大学教職課程委員会規程

2022年4月1日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育職員免許法施行規則第22条の7に基づく会津大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）の設置及びその運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定に関すること。
- (2) 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置、教員組織整備に関する調整に関すること。
- (3) 教職課程における教育課程・授業科目の状況の確認に関すること。
- (4) 教職課程の学修成果に関する情報の集約・分析に関すること。
- (5) 教職課程の情報公表の実施に向けたデータの収集に関すること。
- (6) 教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施に関すること。
- (7) 教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等に関すること。
- (8) 関係機関等との連携・交流に関する連絡調整に関すること。
- (9) 教職課程の自己点検・評価、学内及び外部からのフィードバックに関すること。
- (10) その他教職課程に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) コンピュータ理工学部長
- (2) コンピュータ理工学研究科長
- (3) 学生部長
- (4) 教職課程の教育の基礎的理解に関する科目等の専任教員（2名以上）
- (5) コンピュータ理工学部の各部門から選出された計3名の教職課程認定科目を担当する専任教員
- (6) コンピュータ理工学研究科コンピュータ・情報システム学専攻から選出された1名の教職課程認定科目を担当する専任教員
- (7) 学生課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見をのべさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、事務局学生課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。